

那珂川町庁舎建設等検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 役場庁舎の老朽化に対応した施設の改修及び増改築又は新庁舎の建設に関し、その重要事項について、総合的な見地から審議するため、那珂川町庁舎建設等検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項について検討及び協議を行い、その結果を町長に答申するものとする。

- (1) 庁舎建設等の構想、基本方針、計画の策定に関すること。
- (2) 庁舎建設等の事業化の立案に関すること。
- (3) 庁舎の有効活用及び町民の利便性の確保、向上に関すること。
- (4) その他庁舎建設等必要と思われる事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員18名以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 町議会議員
- (3) 町の区域内の公共的団体等の役員又は職員
- (4) 町民

3 委員の任期は、前条各号に掲げる事項について検討及び協議が終了したときまでとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代

理する。

(会議)

第5条 委員会は委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務並びに事務局)

第6条 委員会の庶務は、総務課管財係において処理する。

(その他)

第7条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。